

特集《震災復興支援プロジェクト》

日本弁理士会による震災復興支援について

—復興プロジェクトの活動—

復興プロジェクト本部実行委員会

要 約

東日本大震災に対して平成 23 年から行われた日本弁理士会の復興支援活動についてまとめると共に、今後起こり得る災害に対する日本弁理士会の支援活動計画について提言する。

目次

1. はじめに
2. 復興プロジェクトについて
3. これまでの主な活動
4. 支援活動計画
5. ブランド支援

1. はじめに

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日、金曜日の 14 時 46 分に発生した地震は、大津波を伴い東日本に甚大な被害をもたらした。特に、東北の沿岸部を襲った津波は、今もまだ各地に大きな爪痕を残している。また、福島第一原子力発電所事故による避難区域の住民は、故郷を離れることを余儀なくされ、いまだに帰還の願いは叶っていない。

これに対して日本弁理士会は、震災直後の平成 23 年 5 月から復興プロジェクトを立ち上げて被災地の復興のための施策を推進してきた。ここに、これまでの活動を紹介すると共に、今後の復興支援活動の一助となるよう、支援活動計画について提言する。

また、本稿の最後に、支援活動の中でも特に独特でありイメージし難いと思われるブランド支援について、「なみえ焼そば」を例に挙げて具体的に紹介する。

2. 復興プロジェクトについて

復興プロジェクトは、会長を本部長とする復興プロジェクト本部と、その下部組織としての実行委員会とから構成されている。

復興支援活動を行うに際しては、震災直後にまず、支援センターなどの関連機関及び委員会からのメンバーによって復興プロジェクト本部を構成した。そして、被災地の自治体に出向いてのヒアリングなどの支

援ニーズ調査、及び会員を対象とする復興支援提案の募集など、弁理士の能力を活用した復興支援活動の調査を行った。なお、復興支援提案の募集においては、合計 81 件の貴重な提案を頂いた（会員からの提案に対しては、平成 25 年 2 月 8 日付で、「復興プロジェクトの活動状況」として復興プロジェクトからの回答を日本弁理士会電子フォーラムに掲載）。

そして、調査結果を踏まえて復興プロジェクト本部において支援方針を検討し、当該方針に基づいて具体的支援策を検討及び実行する実行委員会を立ち上げた（平成 24 年度）。なお、平成 24 年度の実行委員会は、特許出願などの支援を行う第 1 部会、その他の支援活動を行う第 2 部会、及び広報活動を行う第 3 部会から構成した。また、各部会においては、必要に応じて各部会の委員及び外部弁理士を加えた支援チームを設置し、支援対象毎に適した活動を行った。

その後、被災地の復旧が進行するに伴い、個別の支援対象に適切な支援を行うために、平成 25 年度及び平成 26 年度は、実行委員会内にブランドチーム（浪江支援チーム）及び特許活用チームという 2 つの支援チームを設けて活動を行った。なお、実行委員会のメンバーは、関連機関及び委員会からのメンバーと、公募によるメンバーとから構成した。

3. これまでの主な活動の経緯

(1) 平成 23 年度の活動

- ・日本弁理士会の会員各位に東北地方太平洋沖地震救済募金の呼びかけを行った（募金約 1 億円は同年 9 月に日本赤十字社へ寄付）。
- ・日本弁理士会のホームページ上に震災復興支援ページを設置し、日本弁理士会の復興支援に関する各種情

本部)と共に、地域ブランド監理監視機構を創設した。

※地域ブランド監理監視機構とは、模倣品被害から消費者を保護することを目的とし、模倣被害発見活動としての通報窓口の運営、及び模倣被害取り締まり活動としての販売停止要請などを行う機関であり、日本弁理士会から派遣する模倣品対策チームと、愛Bリーグ本部から派遣されたメンバーとにより構成されている。

・特許出願等復興支援制度を利用した特許出願などのうち権利化された案件を対象に、権利化後の活用を促進させるための支援活動を行った。

・被災地での知財授業（出前授業）について支援センターに要望書を提出し、東北3県（福島県伊達市立大枝小学校、岩手県盛岡市立青山小学校、宮城県名取市立増田小学校）で知財授業を実施した。



(4) 平成26年度の活動

- ・地域ブランドを活用して福島県浪江町を支援する活動として、商標法改正の施行を受けて「なみえ焼そば」の商標登録出願を地域団体商標に変更した。
- ・地域ブランドを活用して宮城県石巻市を支援する活動として、「雄勝硯」の地域団体商標登録出願をした。なお、当該地域団体商標は12月に登録された。
- ・特許出願等復興支援制度を利用した特許出願などのうち権利化された案件を対象に支援すべき目星案件を抽出し、権利化後の活用を促進させるための支援活動を行った。



2014年12月18日
日本弁理士会

震災復興支援早期審査の利用案件で初!

「雄勝硯」に係る地域団体商標出願が登録査定!

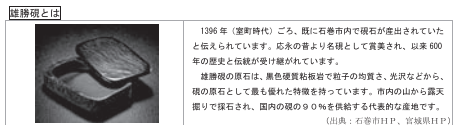
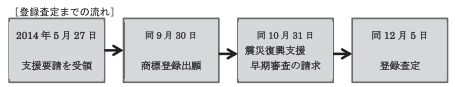
日本弁理士会では、宮城県石巻市の要請を受け、東北経済産業局と共に、地域ブランドである「雄勝硯」(おがつずり・経済産業大臣指定伝統的工芸品)の地域団体商標の登録に向け、全面的な支援を行っていましたが、この度、めでたく登録査定となりました。

本件は、震災復興支援早期審査を利用した地域団体商標としては初の登録査定になります。

本支援は、今年5月に宮城県石巻市の竜山臨市長から「雄勝硯」の地域ブランドの保護と地域団体商標の登録について支援要請を受け行ったものです。

【当市の「雄勝硯」は約600年の歴史があり、全国有数の生産量を誇る硯として知られており、その価値を「地域ブランド」として地域団体商標の登録で保護し、その活用を図ることは、硯など雄勝石に關わる伝統産業の再生復興を志し各種活動を行っている者の願いにもなります。当市としても、「雄勝硯」の地域団体商標の取得に向けた活動は「当市（雄勝地区）が再生復興に向けて取り組んでいる要」を示せる重要な機軸と捉えて、全面的に協力してまいります。】

このような石巻市からの要請、及び東日本大震災により甚大な被害を受けた雄勝硯生産販売協同組合の想いに応えるために、当会が弁理士の紹介と手続きから登録までの全ての費用を負担し、復興プロジェクト本部において全面的な支援を行ったものです。



【本件に関するお問い合わせ先】
 日本弁理士会 広報・支援室 坂本 TEL 03-3519-2709 e-mail: fukkou@jpaa.or.jp

4. 支援活動計画

これまでの復興支援活動を踏まえ、今後発生する恐れのある災害に対して日本弁理士会が行う支援活動として以下のように提言する。

(1) 復興支援体制

災害発生直後に、会長を本部長として、支援センター、広報センターなどの関連機関及び関連委員会の長をメンバーとする復興プロジェクト本部を立ち上げる。この復興プロジェクト本部では、復興支援の方針（支援概要及び支援機関など）を検討する。

復興プロジェクト本部において方針が決定した後（災害発生から3か月経過した頃）に、復興プロジェクト本部の下部組織として、復興プロジェクト実行委員会を設置する。この復興プロジェクト実行委員会は、関連機関及び関連委員会の委員と、公募に応募した会員とからなる10~20名のメンバーとする。なお、公募では、例えば、被災した者である、被災地に居住している又は被災地出身であるなど、被災地との関連性が高い者を優先的に採用することにより、円滑に支援活動を進めることができる。さらに、実際に被災地へ出向いて活動を行うという観点から、年齢の若い者を優先的に採用することも好ましい。

また、復興プロジェクト実行委員会では、実際の支援活動内容（被支援対象、支援内容、支援時期及び支援者など）を検討する。そして、支援内容ごとに、

5～6名の支援チームを結成し、支援チーム毎に被支援者の支援を実行する。

(2) 日本弁理士会復興支援メニュー

復興支援に際しては、災害発生直後の復旧フェーズ(初期)と、その後の復興フェーズ(中期～後期)とで支援内容が大きく異なる。例えば、初期の段階では、弁理士の能力を活用した支援、すなわち知財に関する支援についてのニーズは皆無であった。そのため、初期の支援活動としては、係属中の対特許庁手続きに関する相談の受け付け、及び震災により影響を受けた手続き期間の延長措置の紹介(情報発信)などが考えられる。一方、中期から後期の段階では、手続きに関する支援の必要性が低くなる。

なお、初期、中期、及び後期を問わず、被災者から弁理士に対して具体的な支援のニーズが寄せられることはほとんどなかった。ただし、被災地でのヒアリングを通じて、被災者自身が気づいていない潜在的なニーズがあることが確認されている。例えば、中期から後期においては、被災による財政難に起因した出願費用の支援や、震災復興ブランドの立ち上げに伴う地域団体商標取得又はデザイン創作に関する支援、技術シーズのマッチング先調査などのニーズが確認された。

そのため、支援活動を行うに際しては、中期(災害発生から1年経過時)の段階で、被災地における支援ニーズをヒアリングすることが有効である。なお、実際にヒアリングを行った先としては、東北経済産業局及び被災地自治体の商工労働観光部などがある。また、支援要望や被災地の情報を集めるためには、支援活動と同時に広報活動を行うことが重要である。具体的には、被災地の地方自治体及び発明推進協会(知財総合支援窓口)に対してパンフレットを配布する、及び各県記者クラブにプレスリリースを配布するなどして、日本弁理士会が行う支援の内容(及び支援結果)を周知することが重要である。

これらを踏まえてまとめると、日本弁理士会の各フェーズの支援メニューとしては以下のようなものが挙げられる。

【初期】

・支援制度などの相談受付(フリーダイヤルの設置)

時期：災害発生直後～3年又は5年程度

内容：弁理士会の復興支援制度などの説明、及び震災により影響を受けた手続き期間延長措置(特許庁)の紹介などを行う。

・特許出願等復興支援

時期：災害発生後、半年経過した頃(被災地の復旧後)～3年又は5年程度

内容：「特許」「実用新案」「意匠」の出願費用の全部または一部を援助する。支援対象は、被災地の個人、被災地に住所を有する中小企業・協同組合など、及び被災により被災地域外に転居した個人または中小企業・協同組合などである。なお、震災復興支援早期審査などの支援制度を積極的に活用することが好ましい。

・総合的知的財産支援

時期：災害発生後、半年経過した頃(被災地の復旧後)～3年又は5年程度

内容：中小企業、又は公益的な研究所・大学などの研究機関などを対象として、知的創造活動又は知財権の取得活用を支援するために、知的財産権の出願に関する指導又は保有知的財産の評価などを行う。支援弁理士が現地で相談・指導をすることに加えて、知的財産の価値評価にかかる費用を日本弁理士会が負担する。

・その他

会員に対する救済募金の呼びかけ、「学校図書館げんきプロジェクト」への寄付金募集、及びパテントコンテスト震災復興応援賞の設定などがある。

【中期】

・セミナーの開催又は講師派遣

時期：災害発生後、1年経過した頃～1年又は2年程度

内容：被災地において弁理士会主催のセミナーを開催する、又は被災地のセミナーへ講師を派遣する。なお、講師派遣に際しては、地方自治体などの希望者が場所の準備と広報活動を担当し、講師派遣費用及び講師費用は弁理士会が負担する。

・地域ブランドの保護活用支援

時期：災害発生後、1年経過した頃～2年又は4年程度

内容：復興に資する地域ブランド(例、「なみえ焼そば」、「雄勝硯」)の商標登録出願、及び権利化後のブランド活用を支援する。

【後期】

・知財授業

時期：災害発生後、2年経過した頃～1年又は3年程度
内容：被災地の小中高校を対象に、知財授業を行う。

・特許活用支援

時期：災害発生後、2年経過した頃～1年又は3年程度
内容：特許出願等復興支援制度を利用して取得した特許権について、その活用（事業化支援）について支援する。

(3) 支援の検討

支援の検討は以下のフローで行う。まず、被災者からの支援要請を受け付けた被災地の支部窓口（例えば東北支部）は、執行役員会へ支援の対応機関などの検討を依頼する。そして、執行役員会は、対応機関（委員会）を検討し、復興プロジェクト本部（復興PJ）にて対応する場合は、復興プロジェクト本部へ支援の検討を指示する。

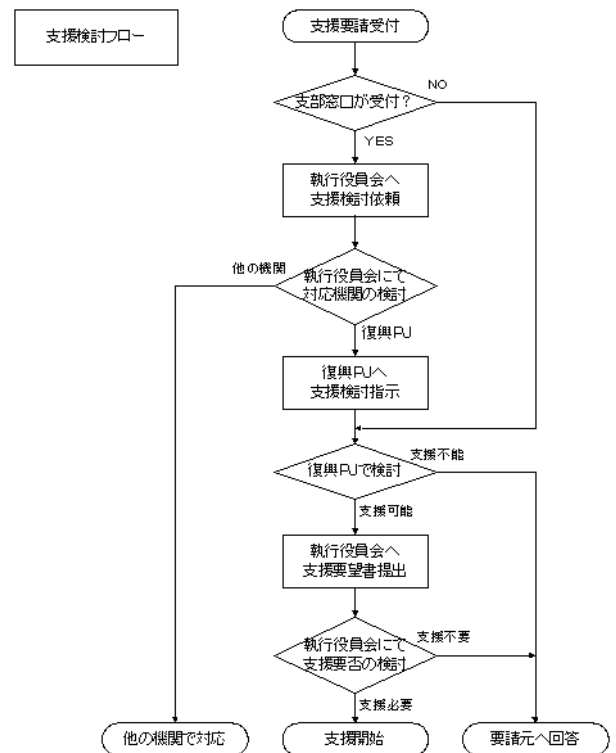
そして、復興プロジェクト本部において、支援の可否を検討する。また、復興プロジェクト本部が被災者からの支援要請を直接受け付けた場合も、復興プロジェクト本部において、支援の可否を検討する。

検討の結果、支援が可能である場合には、具体的な支援内容を記した支援要望書を執行役員会へ提出する。そして、執行役員会において、支援の要否を検討し、支援が必要であれば復興プロジェクト本部（実行委員会）による支援を開始する。

一方、復興プロジェクト本部における検討の結果、支援が不可能である場合には、その旨を要請元に回答する。また、執行役員会における検討の結果、支援が不要である場合にも、その旨を要請元に回答する。

なお、支援が必要であると認定する要件としては、以下のようなものが挙げられる。

- ①被支援者が、被災者であること
- ②被支援者が、公共団体、公益団体、無資力者（特に大きな被害を受けた被災者を含む）、又は設立後間もない法人であること
- ③復興に資する、又は支援をする特別な事情（弁理士の社会的使命に基づき必要である等）があること
- ④弁理士の専門性を活用した支援が可能であること



5. ブランド支援

ブランド支援の具体例として、「なみえ焼そば」に対する支援活動について以下に紹介する。なお、『今の私たちには「おこす町」がありませんが「のこす町」があるのです』という浪江焼麺太国の思いに応えるべく、全力で支援活動を行って頂いた支援チームのメンバーに、この場を借りて感謝の意を表する。

(1) 「なみえ焼そば」について

「なみえ焼そば」とは、東北地方太平洋沖地震に起因する福島第一原子力発電所事故により全域が避難指示区域となった福島県双葉郡浪江町を発祥とするご当地グルメである。うどんのような極太の麺が特徴であり、モヤシと豚肉を具材として濃厚なソースで味付けされる。1950年頃に発祥し、震災前の平成22年には21店舗で提供されていた。

また、浪江町商工会青年部が中心となって設立され、「なみえ焼そば」を媒体にする町おこしを行っている「浪江焼麺太国（なみえやしきそばたいこく）」は、平成23年11月に行われた第6回B-1グランプリ in 姫路及び平成24年10月に行われた第7回B-1グランプリ in 北九州では第4位に入賞している。そして、平成25年11月に行われた第8回B-1グランプリ in 豊川では、ゴールドグランプリに輝いた。

(2) 支援の経緯について

被災地での支援ニーズ調査を行う中で、「なみえ焼そば」が有名になるに伴い、浪江町とは関係ない者が「なみえ焼そば」の名前を騙って出店するようになってきているという問題が確認された。そのような状況の中、浪江町の馬場有町長から日本弁理士会へ協力要請が寄せられ、日本弁理士会として同町の活動に協力することを約束した。

そして、浪江町の支援を行うために浪江支援チームを結成して現地ヒアリングを行い、チーム内において具体的な支援内容の検討及び実行を行った。なお、支援チームでの検討の中では、「なみえ焼そば」の他に「大堀相馬焼」（同町大堀一円で生産される焼物）という地域ブランドがあることも把握していたが、同町全域が避難指示区域であり活動再開が困難であることに鑑みて「なみえ焼そば」のみを対象とする支援を行うこととした。

(3) 支援内容について

【初期】

初期ヒアリング（全2回）を行い、支援のミッションを、①商標登録出願及び登録の支援と、②浪江焼麺太国の事業支援という2つに分けて行うこととした。

まず、初期ヒアリングの結果、①浪江町の復興計画に「浪江ブランド」の一つとして「なみえ焼そば」が含まれていること、②各地で「なみえ焼そば」の偽物が販売されており、浪江焼麺太国へ苦情が寄せられていること、③浪江焼麺太国（浪江町商工会）が、ロゴの商標に係る商標権を所有していること、④1店舗のみ営業を再開していること、という状況を確認した。

また、①「浪江町」の名前の風化を防ぎ、浪江ブランドを維持したい、②偽物の蔓延を食い止めたい、という浪江焼麺太国の要望を確認した。さらに、③模倣品の蔓延を食い止める一手段として「なみえ焼そば」に係る商標権を取得したい（警告をしても無視されることが多く法的根拠が必要である）という強い要望を確認した。

〔商標登録出願及び登録の支援〕

商標の使用者である浪江焼麺太国の母体である浪江町商工会は、当時は地域団体商標の主体には含まれていなかった。一方、一般商標として出願する場合には、著名性の立証が困難であるという問題があった。そのため、当初は商標権の取得が困難であることを浪

江焼麺太国に説明したが、強い要望に応えるために、まずは一般商標として権利取得に挑戦し、法改正された段階で変更出願することも視野に入れて出願権利化活動を行うこととした。その後、2013年3月11日に商標登録出願を行い、法改正後の2014年9月には変更出願を行った。

〔浪江焼麺太国の事業支援〕

支援チーム内において事業支援策を検討し、①常設店が少なく「なみえ焼そば」を食べる場所がないこと、②「なみえ焼そば」の定義（共通レシピ）がないこと、③認定されているオリジナルと偽物との違いが明確でなく消費者が区別できない（「なみえ焼そば」の定義がない）こと、④質の悪い偽物を提供する業者が複数存在すること、という問題が挙げられた。

そこで、認定制度を創り、認定業者に商標を使用してもらうことにより、模倣品との違い（「なみえ焼そば」の定義）を宣伝広告するという提案を行った。これによって、消費者は模倣品を区別でき、模倣品との違いが浸透すれば、オリジナルを食べようという動機にもつながることが狙いである。その後、浪江焼麺太国に当該提案の賛同を得られたため、支援チーム内において認定制度案（※1）を策定した。

なお、提案した制度案と実際の制度内容とを比較すべく、本稿末尾に両資料を添付する。

【後期】

後期ヒアリング（全1回）を行い、①浪江焼麺太国において、なみえ焼そばに関する活動の管理運営を行う合同会社「リバイバル」を設立すること、②商標権取得後はリバイバルが商標の専用使用権者として商標権を管理すること、③認定制度について座学及び実技で認定を行い、常設店のみを認定することなどを確認した。

後期ヒアリングを踏まえ、浪江焼麺太国と共に以下のような要点を含む規約を策定した。

- ①「なみえ焼そば」の定義とは、中華麺の太麺を使用すること、ラードを使用し、具は、もやしと豚肉を基本とすること、ソース味であることなどの要件を満たすものである。
- ②認定会員とは、所定の研修制度を終えた者であり、所定の幟旗と認定証の授与、浪江焼麺太国のロゴマーク及び「なみえ焼そば」の名称の使用承認などの特典が与えられる。

③認定会員が規定に違反した場合などは、ロゴマーク及び名称の使用承認を取り消すことができる。

④「覆麺調査」(使用状況の調査)によって不合格となった認定会員に対しては、ロゴマーク及び名称の使用承認を取り消すことができる。

なお、当該認定制度については、麺定制度(※2)として第1回目の研修が、平成26年2月22日と、同23日に福島県二本松市において開催された。

さらに、避難中の浪江町民が、イベント等において善意でなみえ焼そばの提供を行う事例に対して、使用できないことに町民から不満が出るという問題に対して、説明及び啓蒙活動として町民向け説明文(※3)を作成した。

以上

※1「認定制度案」

「なみえ焼そば」の名称を使用して「なみえ焼そば」を提供(販売)するためには次の手続きが必要です。

【1. 検麺に合格する。】

なみえ焼そばの歴史、浪江焼麺太国の活動趣旨などについて学ぶ座学と、なみえ焼そば調理法の実技との二分野の研修(年2回、●月、●月開催)を受講し、筆記試験及び検麺に合格する。

【2. 植麺地登録をする。】

申請を行い、浪江焼麺太国の認定会員として植麺地登録をする(入会金、●●●●円)。なお、入会金を収めた認定会員には、所定の幟旗1枚と認定証が授与される。

【3. 麺財符を入手する。】

なみえ焼そばに関する活動の管理運営を行う株式会社リバイバルと商標等使用契約を交わし、麺財符の交付を受ける。

「なみえ麺定」(なみえ焼そば研修制度)について

「なみえ麺定」は、なみえ焼そばの調理法を習得すると共に、なみえ焼そばの歴史及び浪江焼麺太国の活動趣旨を理解して頂くための研修制度です。

「なみえ麺定」は、基本的に一泊二日で行われ、年2回、●月と●月に二本松市で実施されます。なお、「なみえ麺定」の受講料は●万円で、定員に達した場合には募集を締め切ります。

【研修内容】

・一日目

①浪江焼麺太国レギュラー麺バーによる座学

②検麺合格者による実技指導

・二日目

①筆記試験

②検麺(実技試験及び面接)

③「認定会員」称号授与式

「認定会員」資格について

入会金：金●●●●円

年会費：金●●●●円

①認定会員は、入会金を収めることにより幟旗1枚と認定証が授与されます。

②認定会員は、幟旗を追加購入することができます。

③認定会員は、麺財符を入手することにより、浪江焼麺太国のロゴマーク及び「なみえ焼そば」の名称を使用することができます。

※2「浪江焼麺太国 麺定制度募集要綱」(浪江焼麺太国ホームページ「浪江焼麺太国 麺定制度募集要綱」より一部抜粋して引用)

「なみえ焼そば」の名称を使用して「なみえ焼そば」を提供(販売)するためには次の手続きが必要です。

【1. 検麺に合格する。】

なみえ焼そばの歴史、浪江焼麺太国の活動趣旨などについて学ぶ座学と、なみえ焼そば調理法の実技との二分野の研修(年2回開催予定のうち1回)を受講し、筆記試験及び検麺に合格する。

【2. 麺定登録をする。】

浪江焼麺太国の麺定会員として登録をする(入会金、40,000円)。なお、入会金を収めた麺定会員には、公認の大堀相馬焼の皿10枚、所定の幟旗1枚と麺定証(認定証)が授与される。

【3. 麺財符契約(フランチャイズ契約)を交わす。】

なみえ焼そばに関する活動の管理運営を行う合同会社リバイバルと商標等使用契約を交わし、麺財符(契約書)の交付を受ける。ロイヤリティーの金額は「なみえ焼そば」売り上げの5%となります。

【4. 麺定会員の更新について】

麺定会員は、おおむね2年ごとに報告書(*別途ご案内)を提出し、書類審査を受け会員資格を更新する。必要があれば、店舗もしくは研修会場で実技などの審査をします。不定期に「覆麺調査」も実施します。

「麺定制度」(研修制度)について

「麺定」は、なみえ焼そばの調理法を習得するとともに、なみえ焼そばの歴史及び浪江焼麺太国の活動趣旨を理解して頂くための研修制度です。

「麺定」は、基本的に1泊2日で行われ、年2回、二本松市(予定)で実施されます。なお、受講料は1万円(宿泊費、交通費、懇親会費は別途負担)で、定員は毎回20人です。応募多数の場合、書類を確認の上、浪江町民、福島県民、その他の順で優先させていただきます。

【麺定内容】

・1日目(13:00~16:00)

①浪江焼麺太国レギュラー麺バーによる座学

・2日目(10:00~16:00)

①検麺(②実技指導及び実技試験)

②筆記試験(契約書への署名、押印)

③「麺定会員」称号(麺定証)授与式

「麺定会員」資格について

【受講資格】 通年提供(定番メニュー)を前提とした店舗営業の飲食店経営者または従業員、法人。ケーターリングカー等の移動販売、露天営業は不可。麺定会員がイベントなどで提供(販売)することも許可いたしません。

①麺定会員は、入会金40,000円(同一法人で複数店舗の場合も入会金は40,000円)を収めることにより大堀相馬焼の皿10枚と幟旗1枚、麺定証が授与され

ます。

②麺定会員は、皿、幟旗を追加購入(皿、幟旗ともに1枚 税別3,000円)することができます。幟旗の追加は2枚まで。

③麺定会員は、麺財符を入手することにより、浪江焼麺太国のロゴマーク(幟旗)及び「なみえ焼そば」の名称を使用することができます。ただし、使用する用途の申込書の提出がごさいます。

④麺定会員は、検麺に合格した個人(法人)に与えられるもので、同一法人であっても複数店舗で提供の際は、店舗ごとの検麺が必要となります。

※3「町民向け説明文」

～浪江町民なら自由に『なみえ焼そば』の名前を使っているの?～

『なみえ焼そば』を自由に使われると、様々な焼そばが提供されてしまいます。そうすると、『なみえ焼そば』らしさを伝承できなくなり、浪江町の財産である『なみえ焼そば』ブランドの価値が低下してしまいます。

浪江焼麺太国では、浪江町の皆様に『なみえ焼そば』らしさを理解いただいた上でその名前を使ってもらえるよう許可制度を設けています。

イベント等で『なみえ焼そば』を販売する際には、事前に御連絡下さいますようお願い致します。

(原稿受領 2015. 1. 20)